

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 弥藤吾行田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市池上字鶴巻四七番一地先 から 熊谷市池上字古宮六六八番五地先</p>	<p>まで 同市池上字高橋七三二番二地先 から 熊谷市池上字古宮六六八番五地先</p>	<p>区 間</p>
<p>一五・六一 二七・七八</p>	<p>一〇・〇三 二三・一七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一一四・〇〇</p>	<p>六五二・九〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p> <p>旧道は、熊谷市に引き継ぐ。</p>